

「公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例」の一部改正について

岩手県警察では、「公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例（以下「条例」と記します。）」の一部改正を検討しています。

このことについて、県民の皆様の御意見をお聴かせください。

1 条例改正の趣旨

条例第9条では、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」と記します。）に規定する「恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情（以下「恋愛感情等」と記します。）を充足する目的」以外の目的による、正当な理由のない、特定の相手方に対して反復して行われるつきまとい等の迷惑行為を規制しており、平成26年には、その規制の対象となる行為の態様をストーカー規制法と同様のものに改める改正を行いました。

その後、県内では、条例第9条で規制していない、恋愛感情等によらない又は恋愛感情等の立証ができない外出先でのつきまとい、住居等の付近でのうろつき、文書の連続送付、わいせつな画像等のメール等による送信のほか、GPS機器や紛失防止タグの無断取付け等の事案が発生するようになりました。

このような事案に適切に対処し、県民生活の平穏を確保するため、ストーカー規制法の改正に準じて規制対象となる行為の態様を拡大する改正を行うものです。

2 条例改正の概要

条例第9条で規制している、正当な理由がない、特定の相手方に対して反復して行われる迷惑行為に、次の行為を加える改正を行います。

(1) 「現に所在する場所」におけるつきまとい行為等

現行の条例では、特定の相手方の「住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所」の付近における見張り等の行為を規制していますが、スーパーや映画館等の立ち寄り場所においてつきまとい行為に及んだ事案が発生したことを踏まえ、相手方が「現に所在する場所」の付近における見張り、押し掛け、うろつき行為を規制するものです。

(2) 拒まれたにもかかわらず連続して手紙を送付する行為等

嫌悪や嫉妬の感情を充足する目的で文書を郵送したり、ブログやホームページのコメント欄に書き込んだりする事案が発生したことを踏まえ、これらの行為を規制対象とするものです。

(3) わいせつな画像等を送信する行為等

わいせつな画像等を特定の相手方にメールで送信したり、ブログやホームページ等に掲載したりする事案が発生したことを踏まえ、これらの行為を規制対象とするものです。

(4) 相手方の承諾なくGPS機器等を取付けたりその位置情報を取得したりする行為等

恋愛感情等によらずGPS機器や紛失防止タグを相手方の自動車等に取り付けた事案が発生したことを踏まえ、相手方の承諾なくこれらの機器を取り付ける行為やその位置情報を取得する行為等を規制対象とするものです。

3 施行期日（予定）

令和9年7月1日